

超簡易版

令和7年度
業務改善助成金のご案内

中小企業等が生産性向上等を通じて最低賃金を引き上げること支援する制度です！



STEP 1 業務改善助成金を申請できるか確認しましょう

(注) 事業主単位ではなく、事業場（各店舗など）単位となります。

中小企業・小規模事業者であり、「みなし大企業」でもない。

YES

事業場内で最も低い時間給※が952円～1023円未満である。

YES

業務改善助成金の申請が可能です※
STEP2へ

NO

業務改善助成金の申請はできません。
その他の賃金引き上げを支援する助成金をご検討ください。

NO

※雇入れ後6か月を経過した労働者



※解雇、賃下げ、労働保険料の滞納などの不交付事由がある場合は申請できませんのでご注意ください。



STEP 2 賃金引き上げ計画・設備投資の計画を立てましょう

★令和7年9月5日～令和7年11月30日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引き上げ後でも申請できます。

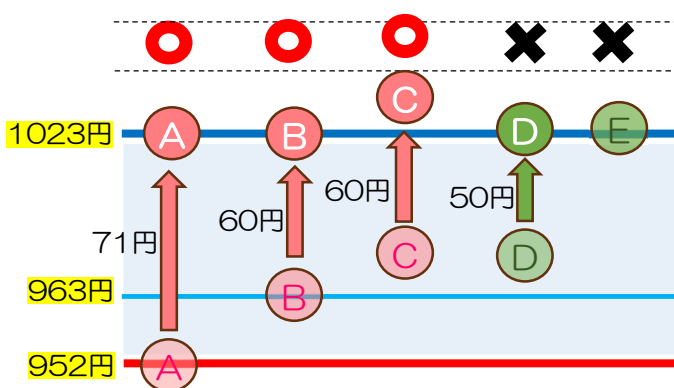
※ 申請期限：令和7年11月30日（高知県）

(1) 賃金引き上げ計画を立てる

- STEP1で確認した事業場内で最も低い時間給の労働者の賃金の引き上げ額を決めましょう。
(30円～90円のコースがあります。引き上げ幅が大きいほど助成上限額が大きくなります。)
- 新たな事業場内最低賃金を下回る賃金の労働者の賃金の引き上げ額（引き上げ労働者数）を決めましょう。
(選択したコースの金額以上引き上げる労働者の人数が引き上げ労働者数としてカウントできます。引き上げ労働者数が多いほど助成上限額が大きくなります。)

※事業場での賃金引き上げ日から地域別最低賃金の発行日までに勤務実績がないことにより、賃金引き上げの実施を確認できない場合は、当該労働者を賃金引き上げ対象者に含めることはできません。

(例)

事業場内最低賃金を952円から1023円に引き上げる場合
(60円コース)

引き上げ後の事業場内最低賃金



現在の事業場内最低賃金

- 引き上げ後の事業場内最賃（1023円）までの引き上げは必須！
- 本例では引き上げ労働者数は3名（A・B・C）
Dはコースの金額以上引き上げていないので×
Eは既に引き上げ後の事業場内最賃以上なので×

コース区分	賃金を引き上げる労働者数 及び 助成上限額 単位：万円				
	(赤字) 内は事業場規模30人未満の場合の上限額 ※特例事業者のみ適用				
	1人	2～3人	4～6人	7人以上	10人以上
30円	30(60)	50(90)	70(100)	100(120)	120(130)
45円	45(80)	70(110)	100(140)	150(160)	180(180)
60円	60(110)	90(160)	150(190)	230(230)	300(300)
90円	90(170)	150(240)	270(290)	450(450)	600(600)

※特例事業者：①事業場内最低賃金が1000円未満 又は ②物価高騰要件に該当する（裏面参照）

(2) 設備投資の計画を立てる

(注意!) 設備導入は交付決定を受けた後に行う必要があります。

- ・助成率と(1)で定まった上限額をふまえ、導入する設備等★を検討しましょう。

助成率

引上げ前の事業場内最低賃金の金額によって助成率が異なります。

1000円未満

4 / 5

1000円以上

3 / 4



業務効率の向上や生産性アップにつながる設備投資が対象となります。
現状の課題(利用者の送迎に人手がかかる等)を洗い出し、導入例を参考に検討してみましょう。

導入例

医療・福祉業

業務の課題(人数)	設備名	主な効果
従来のセンサーマットでは受信距離に限界があるため部屋替えが必要となっていた。また、トイレ介助に時間と労力を要していた。 (企業159名・引上げ7名)	調節機能付きポータブルトイレ・ナースコール連動センサーマット	センサーマットの配置に起因する部屋替えが不要となり、これに要していた時間が削減できた。また、トイレ介助に要する時間と職員の負担も削減できた。
利用者の状態確認のための巡回回数が多く、人員や時間を要していた。 (企業80名・引上げ7名)	見守り支援システム(ベッド設置タイプ)	利用者の離床・入床状況等を1か所で把握できるため、職員の定時巡回回数を削減することができ、介護の質も向上した。
車いす利用者送迎時に、職員の人手と時間が多くかかり、身体的負担も大きかった。 (企業35名・引上げ9名)	リフト付き福祉車両	車いすを電動リフトで乗降させることができるため、送迎にかかる時間が大幅に短縮され、職員の負担も軽減できた。
特定の職員が介護現場で手書きで業務記録を担当していたため、効率が悪く時間がかかっていた。(企業32名・引上げ3名)	介護記録システム	介護記録システムを導入したことで、記録業務が分散され、情報共有や引継ぎが円滑になり、サービスの質も向上した。

(注1) 不快感の軽減や快適化を図ることを目的とした職場環境の改善経費(例)エアコン設置、執務室の拡大、机・椅子の増設等)、通常の事業活動に伴う経費(例)事務所借料、光熱費、従業員賃金、交際費、消耗品費、通信費、汎用事務機器購入費、広告宣伝費等)などは対象となりません。

(注2) 物価高騰要件に該当する特例事業者※のみ、通常は助成対象外となる乗用自動車や貨物自動車の一部、PC・スマホ・タブレット等の端末と周辺機器の新規導入も対象となります。

※物価高騰要件に該当する特例事業者

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント以上低下している事業者



STEP3 申請書類・必要書類(見積書等)の準備をしましょう



STEP2までの確認と計画ができましたら、ぜひ一度高知労働局雇用環境・均等室へご相談ください。

- ・交付申請書・事業場実施計画書等を高知労働局雇用環境・均等室に提出してください。
- ・申請期限は、令和7年11月30日(高知県)です。

厚生労働省
高知労働局

業務改善助成金

検索



【制度のお問い合わせ先】【ワンストップ相談窓口】
業務改善助成金 高知働き方改革
コールセンター 推進支援センター
Tel0120-366-440 Tel0120-899-869

就業規則、賃金台帳
などの必要書類を確認
するため訪問などにも
対応しています。

【申請先】
高知労働局
雇用環境・均等室
Tel088-885-6041